

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 設置要綱

(歯科口腔保健の推進に関する専門委員会委員長決定)

1. 目 的

歯科口腔保健の推進に関する法律（以下、「歯科口腔保健法」という。）が平成23年8月2日成立し、同月10日に公布、施行された。

歯科口腔保健法第12条第1項において、「厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項（以下、「基本的事項」という。）を定めるものとする。」とされていることから、「基本的事項」を早急に策定する必要がある。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、基本的事項策定に必要な作業を行うため、地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

歯科口腔保健法の基本的事項に盛り込むべき目的や理念のほか、歯科口腔保健法第7条から第11条に関する方針、目標、計画などに関する検討に向けた作業を行う。

- ・ 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について（第7条）
- ・ 定期的に歯科検診を受けることへの勧奨等について（第8条）
- ・ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について（第9条）
- ・ 歯科疾患の予防のための措置等について（第10条）
- ・ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について（第11条）

3. 構 成

- (1) 専門委員会の委員は公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成するとし、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (2) 委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 委員名簿

氏名	所属
相田 潤 <small>あいだ じゅん</small>	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科健康推進歯学分野 教授
岡本 理恵 <small>おかもと りえ</small>	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課長
小方 頼昌 <small>おがた よりまさ</small>	特定非営利活動法人日本歯周病学会 理事長
木本 茂成 <small>きもと しげなり</small>	公益社団法人日本小児歯科学会 理事
黒瀬 巖 <small>くろせ いわお</small>	公益社団法人日本医師会 常任理事
小松原 祐介 <small>こまつばら ゆうすけ</small>	健康保険組合連合会組合サポート部長（保健担当）
芝田 登美子 <small>しばた とみこ</small>	三重県医療保健部鈴鹿保健所 所長
○ 福田 英輝 <small>ふくだ ひでき</small>	国立保健医療科学院総括研究官
三浦 宏子 <small>みうら ひろこ</small>	北海道医療大学歯学部保健衛生学分野 教授
水口 俊介 <small>みなくち しゅんすけ</small>	一般社団法人日本老年歯科医学会 理事長
森田 学 <small>もりた まなぶ</small>	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科予防歯科学分野 教授
山下 喜久 <small>やました よしひさ</small>	一般社団法人日本口腔衛生学会 副理事長
山本 秀樹 <small>やまもと ひでき</small>	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
吉田 直美 <small>よしだ なおみ</small>	公益社団法人日本歯科衛生士会 会長

(50音順、敬称略)

○：委員長